

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年9月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500223号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500123号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年8月1日から昭和50年4月1日まで

私は、請求期間当時、A社に勤務しており、当初はC業務をしていたが、時間的都合により昭和47年4月からはD業務に変わり働いていた。請求期間前後は当該事業所で厚生年金保険に加入しているのに、請求期間だけ厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険に加入できないと言っていたパート勤務の同僚には、3年ぐらいの厚生年金保険の記録があり、この記録が私の記録と代わってしまった。請求期間も正社員として働き、厚生年金保険料も控除されていたので、年金額に反映されなくても事実上即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答により、勤務期間は特定できないものの、請求期間の一部に請求者が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主及び社会保険事務を行っていたとされる施設長は死亡していること及びB社は、請求者に係る請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除は不明である旨の回答をしていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者のA社に係る1度目の記録が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は昭和47年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納されていることが確認できる上、請求者の当該事業所に係る2度目の記録が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は請求期間後の昭和50年4月1日に被保険者資格を取得していることから、請求者が当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を再度取得したことが確認できる。

さらに、請求者の夫が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求者は請求期間において、夫の健康保険の被扶養者であったことがうかがわれる。

加えて、請求者から提出された在職証明書は、B社が平成 27 年 7 月 13 日に作成し、請求者が昭和 46 年 4 月から昭和 57 年 3 月 31 日までA社に在職していた旨を証明しているが、B社は、請求者の勤務実態を確認できるものは残っていない旨を回答している上、請求者から提出された写真では、請求者の請求期間における勤務実態が確認できない。

その上、請求者が名前を挙げた厚生年金保険に加入できないと言っていたとするパート勤務の同僚については、請求期間にA社において、厚生年金保険被保険者記録がない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500145号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500124号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①昭和56年10月1日から昭和57年10月1日まで
②平成1年10月1日から平成2年10月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②において、給与が下がった覚えはなく、実際に支払われていた給与額より標準報酬月額の記録が低い。請求期間②については預金通帳の写しを提出する。調査して、事実を即した年金記録の見直しをしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は当該期間の給与明細書を保管していない上、A社は、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管していない旨の回答をしている。

また、請求期間①当時のA社の事業主は死亡している上、当時の役員5名に照会し、2名から回答を得たが、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料等を得ることができない。

さらに、A社の同僚から提出された請求期間①に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えない。

加えて、請求者は請求期間①当時、A社の給与の支給方法について、現金手渡し又はB銀行への振込みだったという旨の回答しており、B銀行から提出された昭和57年2月1日に開設された当該銀行C支店に係る預金口座の取引履歴によると、請求期間①のうち、昭和57年2月27日に26万9,434円及び昭和57年6月30日に27万2,664円の「タケン」での振込が確認できるが、i) B銀行は、「タケン」での振込については、小切手入金である旨の回答をしていること、ii) A社は、賞与を小切手で支給していた時期があった旨の回答をしていること、iii) 当該取引履歴において、請求期間①の給与支給日に定期的な振込は確認できないことから、当該預金口座の取引履歴において確認できる昭和57年2月27日及び昭和57年6月30日の振込は給与でないと推認できる。

請求期間②について、請求者は当該期間の給与明細書を保管していない上、A社は、

請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管していない旨の回答をしている。

また、請求期間②当時のA社の事業主は死亡している上、当時の役員5名に照会し、2名から回答を得たが、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料等を得ることができない。

さらに、請求期間②にA社において厚生年金保険被保険者記録のある40名の同僚に照会し、22名から回答を得たが、当該期間当時の給与明細書等の資料を得ることができない。

加えて、請求者から提出された預金通帳の請求期間②に係る給与入金額のみでは、当該期間の厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間の請求に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500239号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500125号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和32年4月1日から昭和32年12月1日まで

私は、A社に昭和32年4月1日に正社員として採用され勤務していた。資料は保管していないが、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、私の年金記録にA社における請求期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。請求期間を年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の同僚の回答から、請求者が請求期間に同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、i) A社は昭和42年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、ii) 当時の事業主は連絡先が不明であること、iii) 複数の同僚が氏名を挙げた二人の社会保険事務担当者のうち一人は死亡しており、残り一人は連絡先が不明であることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

また、A社の複数の同僚は、入社日から期間を空けて同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している旨の回答をしている上、請求者が氏名を挙げた請求期間に同社において勤務したとする複数の同僚は、請求期間に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求期間に請求者の氏名は見当たらず、健康保険整理番号の欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500189 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500126 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、請求期間においてA社に勤務していたが、平成 24 年 5 月 1 日に系列会社のB社へ異動するように言われた。勤務は継続しているにもかかわらず年金記録が空白となっている。請求期間について、厚生年金保険の被保険者として年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答及び雇用保険の記録から、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、平成24年5月1日に関連会社のB社に異動したことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求どおりの届出を行ったかは不明であるが、平成24年4月の厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない旨回答しており、同社及びB社から提出された請求者に係る平成24年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500144号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500127号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年9月1日から平成4年9月1日まで

私は、昭和52年8月から平成7年までA社に準社員として勤務していたが、請求期間の年金記録が空白となっている。請求期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい

第3 判断の理由

A社の当時の事業主及び請求期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答及び陳述により、期間は特定できないものの請求者が同社に準社員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成26年8月1日に適用事業所ではなくなっており、現在の事業主とは連絡が取れず、当時の経理責任者も死亡しているため、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の当時の事業主及び複数の同僚は、社会保険の取扱いについて、正社員以外の社員は従業員自身の希望や事業所の判断により保険加入しない場合があった旨を回答及び陳述しており、請求期間当時、同社では必ずしも全従業員の全期間について、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和56年9月1日に被保険者資格を喪失(記録進達日は、昭和56年10月17日)し、健康保険被保険者証を返納した記録となっており、オンライン記録からは当該資格喪失日から請求者が同社の被保険者資格を再度取得した記録とされている平成4年9月1日までの期間において、整理番号に欠番はなく請求者の氏名も確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500175号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500128号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和38年4月1日から昭和41年5月13日まで

厚生年金保険の記録ではA事業所での資格取得日が昭和41年5月13日となっているが、昭和38年4月1日に入社していたので、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所について、請求期間当時の勤務場所及び仕事内容などを詳細に記憶しているところ、請求者より前に同事業所に入社したとする同僚及び昭和41年2月に同事業所に入社したとする同僚の回答と一致することから、期間は特定できないものの、請求者が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所台帳によると、A事業所は、昭和41年5月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間に適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管していない旨を回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求者の請求期間に係る雇用保険被保険者記録はなく、上述の同僚に照会したものの、厚生年金保険の取扱いについて詳細な証言を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。